広島県訓令第十一号

商工勞働局

各職業能力開発校

広島障害者職業能力開発校

次のように定める。 広島県立職業能力開発校等の訓練生に対する訓練手当等支給規程の一部を改正する訓令を

平成二十四年四月一日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

広島県立職業能力開発校等の訓練生に対する訓練手当等支給規程の一部を改正

する訓令

令第一号)の一部を次のように改正する。 広島県立職業能力開発校等の訓練生に対する訓練手当等支給規程 (昭和四十五年広島県訓

第四条第二項中「応じて」の下に「、四十日分を限度として」を加える。

附 III

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 開始している訓練を受講する受給資格者については、 成二十四年四月一日以降に開始する訓練を受講する受給資格者について適用し、 改正後の広島県立職業能力開発校等の訓練生に対する訓練手当等支給規程の規定は、平 なお従前の例による。 同日前に